

## 割地制度とコモンズ

——新潟県西蒲原郡の事例——

*Warichi* and Commons : Case studies in Nishikanbara-gun, Niigata prefecture

佐藤 康行\*

Yasuyuki SATO

This article considers contemporary conditions of *warichi* in both irrigation and forests in Nishikanbara-gun, Niigata prefecture, from the perspective of the commons. The *warichi*, allegedly established in early modern Japan, is a redistribution system of arable land and forest to share risks associated with natural disasters and to pay land taxes proportionally among landholders in each village. Therefore, the *warichi* is a corporate form of landholdings. This article presents research from the contemporary conditions of *warichi* in two cases. I found that the *warichi* formally remains in the mountain forest, while it has been eliminated in the cultivated land holdings. Considering the landholders' managing irrigation systems today, *warichi* could be called a commons. The mountain forest can be said to continue to be commons in that ordinary people can access the areas and enjoy climbing the mountain. Furthermore, this research finds that the mountain forest would be better managed by a cooperative network between mountain landholders, local public administration, and volunteer groups.

## はじめに

共有地の研究は、入会研究を中心にして主に法学の分野で行なわれてきた(戒能、1958; 渡辺洋 1972; 中尾 1984 (1969))。法学の研究対象となった理由は、明治期に入会地が官有地と民有地とに区分されたため、従来通りの入会ができなくなり、訴訟が起こされたことにある。明治から戦後すぐまでは入会研究は割地制度を取り上げていたが、戦後ほとんど言及しなくなった<sup>(1)</sup>。入会の形態は村を超えて共同利用する村々入会と一村単独の入会である村中入会、村の中で一部が入会をする組中入会に分けられてきたが、これらの形態を議論する中に割地が組み入れられていなかった。戦前までの割地制度の研究は起源論に集中していたが、戦後は主として日本史と経済史の領域で近代的土地所有を明らかにする目的で取り上げられた。

他方、社会学は共有地を入会の視点から研究してきたが、割地制度を近世の現象および地域に偏った事実とみなしたため研究対象として扱ってこなかった。しかしながら、実際には割地は明治以降も残り、現在でも一部では残存しており、決して前近代の事柄ではないことが知られている。

割地の呼称には、そのほか地割、割替え、軒前割、一畝前、一挺前、田地割、軒前割、門割などさまざまある。割地は全国的にみられたが、主に研究されたところは新潟県、長野県、石川県、愛媛県、広島県、鹿児島県、沖縄県などである。日本以外に目を向けてみると、割地があった地域は西欧、ロシア、ベトナム<sup>(2)</sup>、イランなど中近東(後藤、2002)である。

玉野井芳郎が沖縄の海をコモンズとして語り始めたのは1980年代である(玉野井、1990 (1984))。彼のコモンズ論を起点として1990年代以降、しだいにコモンズ論が盛んになり、現在は森林や海など共有物に関して旧来からの入会研究とコモンズ論とが並立している。本稿は、割地制度の研究史を整理したうえで、これまでほとんど研究されてこなかった割地の現状について取り上げ、コモンズの観点から新潟県西蒲原郡における用排水と山林の事例を考察することにある。

なお、新潟県西蒲原郡に所属していた市町村は以下のように行政上合併された。2005(平成17)年に巻町・西川町・味方村・湯東村・岩室村は新潟市西蒲区に、吉田町・分水町は2006(平成18)年に長岡市にそれぞれ編入されたが、弥彦村は合併しなかったため、現在でも西蒲原郡に属している。こうした事情があるため、本稿では旧名の西蒲原郡を使用することを断りしておく。

\*新潟大学

## 1. 割地制度の研究史

割地が最初に注目を集めたのは、1873（明治6）年の地租改正のときである。地租改正時に多くの割地があることが明らかになり、行政と研究者が全国的に調査を行なった。中田薫（1970（1904））や牧野信之助（1911）ら法学者が割地の研究を始めた。中田は、割地を農民が水害等による損失を均分するために行なってきたこと、開墾地で実施してきたことなどを明らかにした（中田、1970、613-618頁）。それに対して、牧野は共同開墾によって割地ができたという中田説を批判し、検地が割地の契機であると主張した（牧野、1911）。

その後、石井清吉（1957（1929））、奥田 或（1934）、小野武夫（1936）ら日本史研究者が越後・越中・信濃などの地域で割地を実証的に研究した。当初、割地の起源をめぐって藩による制度化か、あるいは農民による自主的な慣習かという論争が行なわれた。たとえば、加賀藩の割地研究において、栃内礼次は領主が農民に対して貢租徴収の便宜のために強制したととらえた（栃内、1936）。それに対して、牧野らは農民の側が自発的に割地を実行したととらえた。また牧野は検地や高割付に割地が起因すると考えたのに対して、石井清吉は越後を調べると、それは妥当しないと考えた（石井、1957、79-80頁）。石井は長岡藩主・牧野忠成が割地を創案し普及した可能性があることや塩田の割地が耕地の割地に伝播した可能性があることなどを指摘し（石井、1957、78-84頁）、新潟県の割地制度についてさまざまな学説を紹介して整理した。しかし現在では、長岡藩領に属していない村の1616（元和2）年の史料に割地がみられることから（新潟県、1981、22頁；寺泊、1992、360頁）、長岡藩や牧野忠成が割地を創案したとする説は誤りであろうと思われる。今日、藩が割地を実施させたかどうかは藩および藩の場所によっても相違すると考えられる。このように、初期の割地研究は割地起源論をめぐって議論されており、それは共同開墾説、水腐共同負担説、租税徴収手段説の3つに整理される（石井、1957、64-80頁；小野、1936、215頁）。

戦後の割地研究は、古島敏雄（1943、1953）や中村義隆（1968、2010）、青野春水（1997）、ブラウン（1997、2006；Brown、1997）らが主として研究成果を発表してきた。古島敏雄によると、近世初期に領主支配による年貢徴収にあたり、本百姓＝役人が一

軒前を所持することになったため、軒前制は割地成立時における高持百姓数と考えられるという（古島、1974、198頁）。割地は、領主への貢租を本百姓が負担するうえで持株に応じた公平性を確保するための工夫であった。古島は入会や割地が村落共同体を形成するという理解が誤りであると指摘している（古島、1974）。というのは、系譜ごとに田畑を合わせた合計が一軒前として同じ規模であっても、そのなかで本家と分家、本百姓と名子のあいだに階層差があったからである。

西蒲原郡の村むらで割地と軒前の両方が実施されていた制度を「割地軒前持高制」（西蒲原土地改良区1984、56頁、107頁）と言う。割地は耕作者間によって定期的に「慣し」を必要とした（同、107頁）。その理由は、割地が自然災害によるリスクの公平性を確保すること、および軒前制が領主に対して支払う年貢を公平に保つための村内ルールであったことにある。軒前制とは近世初期に成立した制度であり、家が所持する株（これを軒前と呼んだ）に応じて年貢を納める制度である。田畑山林、なかには屋敷地が軒前に組み込まれていて、それらがセットでカウントされた。主として新潟県や長野県などで実施された。領主に届け出ている田畑などの耕作面積の帳簿と実際の面積が異なることは、近世期に既に庄屋から公儀に伝えられていたし、明治に入ってから住民から明治政府や県に伝えられていた（同、113-115頁）。そのため、「現実の割地の姿」と「帳簿上の整理されている姿」の2つがあり、このうち前者が村人にとって大きな意味もっていた。

中村義隆は、石井清吉の割地制度研究を踏まえて新潟県西蒲原郡を中心として詳細な史料調査を行なった（中村義、1969、2010）。その地道な研究から明らかにされた事柄は少なくない。たとえば、軒前の大きさは村によって、また時代によって違っており一定していたわけではないこと、その土地を小作に出しても耕作権のみが村内で移動しているにすぎないこと（西蒲原郡では「軒前卸」という）、軒前には2分の1、3分の1、4分の1、8分の1など細分化がすすんだこと、西蒲原郡の割地が戦後も残っていたことなどを詳細に明らかにした。

青野春水は新潟県のほかに愛媛県や石川県、高知県など全国的に史料を比較し、割地制度を一般化して、その性質と特徴を整理した。「検地・村請→カツギ（余内・与内・余荷・冠）→地ならし→割地」の過程で逐次的に実施されてきたという仮説を設定し、それを実証してきた（青野、1997、13頁、403頁）。

そして、検地を契機とし、村請制という経済外強制によって村人は貢租負担を公平にしたために割地が採用され、慶長期に村型割地が、寛永期に藩型割地がそれぞれ制度化されたと結論づけている（青野、1997、19頁、115頁、207頁）。近年、青野は、新潟県の割地の史料を比較し割地の特徴を明らかにしつつあるが、割地に関する史料だけを検討しており、近世期の支配のようすや村人の生活を含めた割地以外の生活全体の検討がなされていないため、割地の多面的検討が不十分であると言わざるをえない<sup>(3)</sup>。

フィリップ・ブラウンは近年、割地研究を精力的に発表している。ブラウンは当初、加賀藩の近世支配をめぐって研究していたが、その過程で割地のことを知り割地研究に転じた。その結果、越後の割地は1610年、加賀藩は1605年以前、薩摩藩は1594年まで遡ることを明らかにしたが（Brown、1997、428p）、これらについてはさらに検討が必要とされるであろう。彼によると、割地は日本の一部だけで実施されていたわけではない。17世紀末では石高でいうと24～27%を占めていた（ブラウン、2006、184頁）。また、地租改正以降も割地は続いていた。

石井の調査では、1887（明治20）年で272カ村が割地を継続していた（石井、1957、3頁）。ほかの数値を挙げると、割地を残す村数は1887年時で239カ村、1929（昭和4）年時でも80カ村程度あった（西蒲原土地改良区、1981、128頁）。残っていた割地は戦後の交換分合でほとんど解消したとはいえ<sup>(4)</sup>、昭和30年代から40年代でも長岡市の一部では残っていた（ブラウン、2006、193頁）。ブラウンは割地がまだ新潟県十日町で行なわれていることを確認しているほか、野間晴雄は滋賀県に、長谷部弘は長野県にそれぞれ割地が現在でもみられるという<sup>(5)</sup>。

ブラウンは割地を次の3つに分類してとらえている（ブラウン、2006、186頁；Brown、2006、438頁）。戸数による均分分配、家構成員に準じた平等分配、比例割（軒前制を実施している越後など）の3つである。これらの主たる目的は、それぞれ投資の分配・食糧の確保・公益施設の保持、食料品の確保・労働力の確保、自然のリスクの公平負担である。二次的目的は最初の均分分配ではなく、後の平等分配と比例割の目的は村内年貢公平負担にあるとしている。この分類は全国を網羅したものであるが、このうち越後の割地は自然のリスクの公平性と年貢負担の公平性にあると解している。

しかしながら、ブラウンは割地が水害や地滑りなど自然災害とは関係ない岩手村（柏崎市と上越市の

中間にある）にもあることを指摘し、自然災害だけで割地を説明できないのではないかと問題を提起している（ブラウン、2006；Brown、2006）。つまり、自然災害が多発の地帯であれば割替え期間が短く、少ない地帯では割替え期間が長いはずなのに必ずしもそうになっていないことから、割地を自然災害だけで考えることに困難が伴うことを指摘している（ブラウン、2006、198-199頁）。近年、ブラウンはGISを用いて地滑りや洪水が起こりやすい地域を厳密に測定して比較し、自然災害の条件が割地慣行と関係していないことを明らかにしているが（Brown、2005、2006、456p）、いまだデータ不足の感は否めない。

それ以外に割地を扱っている日本史研究者に渡辺尚志（1995、2007）がいる。渡辺の割地研究の特徴は、割地を村落共同体が村外地主の土地所有を名目的なものとしておくための仕組みであるととらえていることである（渡辺尚、2007、48頁）。こうした割地理解には村落共同体が前提にされている。この点については、筆者は必ずしもそうではないと考えている。たとえば、割地は必ずしも村の全戸で実施されているのではなく、開発に従事した家だけのあいだで割替えられているケースが新潟県西蒲原郡では多くみられたが、これは割地をもって村落共同体的規制を説明することはできない。近世村は生活の必要性から村落が村の画地がなされ共同体を形成していたのではなく、領主支配によって制度的に村の枠組みが画定され、村のまとまりが作られていたのである（山内、2007、45-46頁、2008；長谷部、1997、142-145頁、2007、174-179頁）<sup>(6)</sup>。中村吉治はこうした村を「制度としての村」「制度の村」「制度村落」（中村吉、1956、57-64頁）と称していた。

## 2. コモンズと割地制度

ギャレット・ハーディンが1968年に「共有地の悲劇」論を唱えて以降、各地の現場からそれを批判する意見が多く提出されたことは周知のことである。それ以来、自然資源の共有とその利用法が多くの研究者の関心を集めるようになった。2009年にノーベル賞を受賞したオstromもそのひとりである。その成果は、1980年代以降、入会研究と併行してコモンズ論として統一された。コモンズの定義は資源中心と社会システム中心、その両方を含むものがある（山田、2010、19-22頁）。ここでは井上真が用いてきた定義、すなわちコモンズとは自然資源を共同管理する制度およびその対象となる資源を意味し、コモ



ンズ論は共同利用の対象となる資源の共同管理制度に関する議論を意味することにする(井上、2001、2009、199頁)。

ローカル・コモンズ(里山・入会地・ため池・湖など)は、日本では歴史的に特定の地域住民だけが利用してきたものが多く、それらはけっしてオープンアクセスというわけではない。その意味では、住民が中心になってローカル・コモンズを管理してきた歴史をきちんとおさえることが重要である。また、コモンズ研究も日本のみならず欧米からアジアまで多様な広がりをもせてきた。井上真(2004)や宮内泰介(2001)らが国際開発の最前線のアジアの森林をコモンズの視点から論じたことの意義は大きい。そこには、西欧の所有概念ではとらえられない土地所有や用益・利用がみられたからである。

森林行政に関して、政府が木材生産重視から森林の公益性重視へと政策を大きく転換した。林業基本法が廃止され、森林・林業基本法という名称に2001年に改正された。新しい森林・林業基本法は、森林が人と自然とが触れあう場であり、その多面的機能の評価を前面に出している点で、それまでの林業基本法とは性質を異にしている。森林を守ることで人が自然とふれあう場を確保することが行政にとってのみならず、地域住民にとっても大きな意義をもつ。

これまでのコモンズ研究では主として水と山の入会をめぐる取り上げられてきた(宮内、2001;室田・三俣、2004;室田、2009)。しかし、それらの用益・利用における割地に関してはこれまで取り上げられてこなかった。その主たる理由は、割地は近世の現象であり、現在では消滅しているという誤解があり、それゆえ社会学や民俗学は割地を扱ってこなかったことにある。

管見によると、割地制度をコモンズの観点から考察したのはフィリップ・ブラウンの1997年の論文を嚆矢としている(ブラウン、1997)。ハーディンの「共有地の悲劇」論がコモンズ論に火を点けたことを前述したが、ブラウンは割地制度をみるとハーディンの見解が再考を要するものであったことがよく分かること、とくに資源や環境の問題といった現代が抱える世界的な問題を考えるうえで割地研究が重要だと指摘している(ブラウン、1997)。それに加えて、割地制度は予想以上に日本に広くみられていたこと、および現在でもまだ残存していること、そして世界の土地共同管理を政治経済学の観点から比較してみると、割地制度研究の意義が大きいことを強調している。

ブラウンのアプローチの特徴は、村落共同体という視点からではなくコモンズという視点からとらえているところにある。土地の所有ではなく用益・利用の側面に焦点をあてたことによってコモンズとして田畑山林の割地制度をとらえたのである。コモンズの観点から割地を論じてきたブラウンが明らかにした主要な点は次のことである。ひとつは、田畑山林はこれまで所有の観点から議論されてきたが、用益の観点からみなければ割地は分からないことが多いことである。この点は、彼は1990年代と早くから指摘していた。もうひとつは、従来、割地は自然災害による被害を公平に負担するため、そして年貢を均等に負担するためのルールであるという見解が唱えられていた。ブラウンを含めて、この見解は主だった人が主張してきた説である。しかし近年、公平性をはかるためであれば割替え期間が短くてよいはずであるにもかかわらず、自然災害が多いところほど割替え期間が短いということになっていないことから、自然災害の条件が割地制度と関係していないとブラウンは主張している(ブラウン、2006、198-200頁; Brown、2006、456p)。

ブラウン以外では、奥田晴樹が割地をコモンズ論の視点から最近論じ始めているが(奥田晴、2008、2010)、ブラウン以上の考察をしているわけではない。このように近年、コモンズから割地制度を論じるようになったが、その数はまだきわめて少なく、研究は緒についたばかりである。

### 3. 新潟県西蒲原郡の水害と割地制度

新潟県の割地制度はほかの場所と比べると比較的多く研究されてきた(中村義、1968、2010;金子1988、1989;青野、1997)。管見によれば、新潟県西蒲原郡に残る割地史料で最古のものは寺泊で発見されたもので(阿部・金子、1978、56頁)、その時期は少なくとも1617(元和3)年以前と推定されている。割地は1610(慶長15)年の大久保石見守(長安)による検地以後であると『温古の栞』にあること(温古談話会、1977、1001頁)、頸城郡では1616(元和2)年には割地が実施されていたことを示す史料があることから、越後での割地は1610年から1616年のあいだにかけて初めて実施された可能性がありうる。また、新潟県内でも西蒲原郡では割地がみられるのに対して新発田藩など北蒲原郡ではみられない(石井、1957、83頁;温古談話会、1977、1001頁)。さらに中村義隆によると、新発田藩領の紫雲寺湯一帯

の開発は大地主が人を雇って行なったのに対して、西蒲原郡では百姓が自分たちで共同して新田開発をしたという違いがある。中村は、新田開発の仕方による相違によって割地の有無が違う可能性を強調している<sup>(7)</sup>。このことを考慮すると、水損など自然災害による被害・負担を均等にするためという割地起源の説明では不十分なことが分かる。

西蒲原郡は水害の常習地帯であったために耕作がいに困難を窮めたかが「蒲原口説き」の中に語られている。「雨が三年早でりが四年 出入り七年困窮となりて 新発田様へは御上納ができぬ 田地売ろうか子供を売るか 田地や小作で手がつけれぬ…」と。この地域では大洪水だけでも近世に84回、明治に18回あった。その地域で耕作規模を拡大しようとする多くの新田開発が近世期に行なわれた。主として1598(慶長3)年から100年間で200カ村以上の村が新田開発で新しく作られた(新潟市、2009、32頁)。近世初期に爆発的に村ができていったようすが知られる。全国が1598(慶長3)年から1868(明治元)年まで1,851万石から3,201万石に1.7倍増加したのに対して、越後は同時期に39万石から115万石に2.9倍増加している(同、11頁)。この増加は新田開発によるものであり、湛水地である潟を開拓したために潟や泥炭地、沼地など耕作に適していないところが開拓された。そのため、川の氾濫によってこうした田畑が壊滅することがしばしば起きた。川筋や水路に堰を設け、用水を確保するさいには堰上げし、増水時には堰を低くして排水を下流に流す慣行があった。このため、水争いが繰り返され、1803(享和3)年の柳土手事件、1804(享和4)年の竹野町堰事件、1854(嘉永7)年の岩室橋事件をはじめ、二間口悪水吐事件や六間口悪水吐事件などが頻発した(巻町1988、680-753頁；巻町、1994b、103頁)。

近世期の村支配はこの地帯では組村制と称される制度で行なわれていた(巻町1994a、358-373頁；寺泊町、1992、328-331頁)。村ごとに集めた年貢をさらに集荷する単位として組が作られ、大庄屋や割元(それ以前は蔵元と呼ばれた)が置かれた。この組は「蔵組」と呼ばれている(寺泊町、1992、329頁)。近世時、巻組と曾根組が行政的に編成され、両組で蒲原組を結成していた。そこに数人の割元庄屋が置かれ、各地の年貢を納める郷蔵を統制していた(新潟市、2009、39-40頁)。

以下、西蒲原郡が水害を防ぐためにどのような組織を作り取り組んできたのかを通時的に概観してみよう。西蒲原郡では用水を共同する村が、村を超え

る組単位で「筒組」または「江筋組」を結成していた(巻町、1994b、102頁)。筒組とは、用水筒を共同する村連合の組織である(巻町、1994a、475頁)。この筒組は先の年貢を調達する行政上の「蒲原組」や「巻組」などとは異なり、村むらが水系ごとに結合した組である。この一帯では村ごとに用水組合(「井組」)を作っていた。そして川の氾濫を防ぐため、人びとは村を超えて組を組織し数多くの堰を作った(巻町、1994b、334頁)。

鎧潟・田潟・大潟の三潟の水抜き工事が領主の長岡藩と村上藩の負担で行なわれたが、この三潟の新田開発は蒲原郡の37カ村が共同で嘆願している(新潟県西蒲原郡教育会、1907、243頁)。この37カ村は巻組8組と曾根組29組(西川13・潟東4・中野小屋9・内野1・坂井輪2)から成る「潟組」を構成していた(新潟市、2009、44頁)。この「潟組」が三潟付近の採草権・漁業権を持っていた。こうした「潟組」や水利組織の「筒組」が行政組織とは別に作られている。この「潟組」と村上領の15カ村を合わせた組合は「底樋組」と呼ばれた(同、76頁)。このように、水利組織は用排水をめぐり村むらが川筋に沿って連合して作られていたが、しだいに広範囲な組織へと組替えが行なわれてきたのである。

天正期に直江兼継が中ノ口川の燕から下流域の改修工事を手掛けたことは有名である(巻町、1994a、472頁)。そのほか、長岡藩が治水・灌漑事業を積極的に推進し新田開発を奨励してきた(同、472頁、489頁)。長岡藩は代官立会いのもとで村むらのあいだの水利慣行を決めさせてきた(同、472頁)。農民が水利組織を必ずしも自主的に組織したわけではないことが分かる。西蒲原郡はたくさんの藩が入り組んで支配されていた地域であるが、多くの藩で生産量を増やすために治水工事をしない水利組織を作らせた。旧分水町から下流域は低地で高低差がないことに加え、標高が低い信濃川の流れが急に緩くなり農民が用水を勝手に引き込んだり、あるいは「悪水」(排水)が湛水地にたまるため、排水の問題などが頻繁に起こった。

明治政府は利水政策をおしすすめた。1880(明治13)年の「区町村会法」によって水害防止や利水事業ができる水利土功会の設置が認められた。そこで、筒組は水利土功会という名称になったが、明治期においても筒組が実質的に機能していた(同、322頁)。1874(明治7)年に「底樋組100カ村」が作られた。1881(明治14)年、水利土功会が新川底樋土功会に再編され、1886(明治19)年には巻町ほか91カ村

が水利土功会に編入された(同、326頁)。

1890(明治23)年の水利組合法によって普通水利組合と水害予防組合がもうけられ、前者が利水に後者が水害・堤防の修築にそれぞれ関与することになった(大熊、2007、223頁)。政府は、人びとが水利予防に実際に従事する組織を作るべく「消防組規則」を1894(明治27)年に制度化した。1896(明治29)年に鎧潟周辺の5カ村が一緒に潟南村水利組合を作った。不在地主が土地管理費を納めないため、どの水利組合も運営に苦しんだ。鎧潟と新田郷に水利組合がいち早くできたが、中ノ口川周辺は組合の結成が遅れ、近世以来の筒組が残っていた。水害予防組合は明治末に北海道と沖縄を除いて全国に1,000ほどあった(内田、1994、ii頁)。1897(明治30)年時における水害予防組合数は新潟県がもっとも多く548、二番目が37の鳥取県である(同、46頁)。新潟県の水害予防組合数が著しいのは、新潟県が水害の常襲地帯のためであった。

1896(明治29)年に西蒲原郡横田村(現・燕市横田)において信濃川の破堤による大水害が発生した。これは通称「横田切れ」と呼ばれている。破堤は300mにおよび、被害面積は18,000ha、家屋流出は25,000戸、その水は河口の新潟市にまで達した。1905(明治38)年の大水害では、この地域の冠水面積が11,200haと西蒲原郡最大の被害になった。その後、その水利組合法は1908(明治41)年に改正され、また同年に水害予防法が施行された。

西蒲原郡は中ノ口川と西川のあいだは特に低地であった。両川の間にある鎧潟から以北を下郷、以南を上郷と称した。下郷では巻町ほか8カ村が一緒になって新川疎水普通組合を1894(明治27)年に、上郷では15カ村が一緒になって上郷予防水害組合を1906(明治39)年にそれぞれ結成した。西川から西の一带のうち新川から新潟市内が坂井郷と呼ばれていた。そして、新川から巻町中心部までは広通江普通水利組合が、巻町中心部以南は西川西部普通水利組合がそれぞれ作られていた(内田、1994、142-143頁;新潟市、2009、98頁)。1906(明治39)年に「耕地整理及土地改良奨励費規則」、1919(大正8)年に「開墾助成法」、1923(大正12)年に「用排水改良事業補助要綱」が制定され、国による開墾が促進された。1960(昭和35)年と61年に鎧潟に排水機が設置されて「作流れ」(稲が流されてしまうこと)を起こさなくなった。それまでは、潟近くの田では腰まで浸かって草取りや稲刈りをした。

近世に、着手して、一時中断していた大河津分水

工事は、当時東洋一と称されるほど大規模であった。その工事が1909(明治42)年に再開され1922(大正11)年によく完成をみた。大河津分水以外には坂井郷に作った新川分水(1820年)、西川の水を角田山の底を抜けて日本海に排水する樋曾山隧道(1929年)と新樋曾山隧道(1968年)、関屋分水(1972年)などが次々に作られた。さらに、西蒲原土地改良区(1951年)が排水機で川の水量を調整したことで泥炭地や沼地を乾田化することに成功した。

西蒲原郡は水との闘いの歴史である。1949(昭和24)年に水利組合が廃止され、土地改良区法が制定された。その2年後に西蒲原郡の5つの組合が解散して西蒲原土地改良区が設立された。この管内には、大小合わせて3,000km以上の排水路と約70カ所の排水機場がある(西蒲原土地改良区)。西蒲原の3分の1は標高が-1.5mから1mであり、農業用水の排水を欠かすことができないからである。その結果、現在ではこれまでのような水害が起こることはなくなった。西蒲原土地改良区は西蒲原郡全域で用排水の流域管理を行なっているが、それは農業従事者のみでなく、そこに住んでいる人にとっても生活するうえできわめて重要である。のみならず、下流域に住んでいる人びとにとっても大きな影響を与える。用排水が人びとにとってコモンズをなしていることが分かる。言い換えれば、筒組や水利組合の形成そして土地改良区の設立までにいたる過程は、いかに用水を確保し管理するのか、そして同時にその利害関係者の利害関係を調整するのかという歴史でもある。

#### 4. 新潟県西蒲原郡の山割制度

1873(明治6)年の地租改正令の施行に伴い、土地の私的所有が法的に確立し割地制度は廃止されたと考えられてきた。しかし、実際には明治のみならず戦後においても割地は解消されたわけではなかった。1955(昭和30)年の土地の交換分合によって田畑の割地が解体へすすんだと言える。しかし、山林の割地はそのままだに残している村が少なくない。このことは、割地が歴史的残存ではなく、現代においても存在していることを示している。新潟県西蒲原郡では山林が分割されなかったため、山林の割地、つまり山割制度が現在でも残存している。この地帯は軒前制が敷かれていたので、耕地の割地と山林の割地がセットになり、山林も割替えの対象になっていた。

はじめに、山割制度に関する先行研究を概観して



おくことにする。山割制度の研究は割地制度および入会制度の研究のなかで扱われてきた。しかしその後、昭和に入ってから山割制度それ自体が注目され論じられるようになった。この山割制度の研究は原田敏丸や西川善介らが主として著書を発表してきた。山林の割替え制度があるのは山割制度と称し、永久分割の場合は割山もしくは山割と称していることから、原田は山割制度という名称を用いている（原田、1969、41頁）。

原田敏丸は、山林の共同利用形態から割替え形態へと歴史的に推移している理由は割替えたほうが山林が荒れないからであるという人びとの声を紹介し、歴史的にこうした方向を辿ったとしている（原田 1983、140頁、156頁）。この見解は、山割制度が土地の共有から私有へといたる過渡期であるという、それまでの理解に対して、住民自身の意見を用いて否定したところに意義がある。と同時に、原田は新潟県と近畿では異なり、近畿地方では山割制度だけがあるところもあり、一般的に山林の入会共有から山割へと歴史的に推移したとは限らないと併存説を唱えている。

山割制度の歴史的変遷についての理解は古島敏雄、原田敏丸ら論者によって相違している。古島は、割山の負担方法に平等割と不平等割があることに関して、各家の持高に応じた不平等割が一般的であったが、農産物の商品化とともにしだいに各家の平等割に推移したものと考えた。それに対して、井ヶ田良治や原田は平等割も近世初期にはみられることから両方が初めから併存していたと主張している（原田、1969、88頁）。そのほか、山割には年数を限って割替える場合と永代割替えの場合とがある。これについての理解は、前者から後者へ歴史的に推移してきたと理解されている（原田、1969、97頁）。古島は山割制度が村持ちから個人持ちへと移行する際の過渡的形態であると理解しているのに対して、原田は入会共有と山割との2つが併存していると理解している（原田 1969）。

そのほか全国的にみると、山割が耕地とは関係なく単独で行なわれているところがある。これについて、歴史的に耕地の割替えに付随していたのが古い形態であり、山割が単独で行なわれるのは比較的新しいと考える人もいれば、両者は初めから併存していると考える人もいて結論が出ていない。ともあれ、滋賀県などに山割だけがあることは水害など自然災害とは関係なく割地が行なわれてきたことを示唆している。

西蒲原郡をはじめ、広く全国的に土地改良区が組織されたため、水害や清掃、取水などの水問題が解決された。しかし、山林の利用と管理に関する問題は解決されなかった。その主たる原因は、政府が山林の共同所有について法制化して解決策を提示しなかったことにある。財産区を設定したところとしないところでは、山林問題の在り方が多少とも違う。入会林野近代化法成立以後、西蒲原郡では生産森林組合を結成した地区が多い。本稿では、この場合をみてゆくことになる。

周知のように、入会林野は近世以来、長らく構成員に対して木材や薪などの経済資源を提供してきた。村や部落は財産区を形成したり、生産森林組合を組織して山林の維持に努めてきたのである。1960年代をとおして薪から石油へとという燃料革命が起こり、山林の持つ経済的意味が衰退し山林の荒廃がすすんだ。1980年代以降ふたたび山林の持つ環境保全機能が注目されるようになり、林業基本法に代わって2001年に制定された森林・林業基本法は「森林の有する多面的機能」を前面に出している。

### (1) 越前浜地区

次に取り上げる越前浜と角田浜の地区は田畑の割替を1877（明治10）年以降、実施していないが（石井、1957、99）、山林の割地が残っている。越前浜は越前から漂着してきた者が1615（元和元）年に角田浜村から分離してできた村である（巻町、1994b、808頁）。両方の地区とも1955（昭和30）年以降、旧巻町に属していたが、旧巻町が2005（平成17）年10月以降、新潟市に編入されたため、現在、新潟市西蒲区に含まれている。2008年現在で世帯数約250戸、人口約800人、浜茶屋は5戸、この20年間における移住者は約20名、その大半は芸術家が多い。村の出役に出ないと1回2,000円支出する決まりがある。越前浜の新田開発の経緯は以下のとおりである<sup>⑧</sup>。越前浜と後に取り上げる角田浜はともに海岸部に位置しているが、歴史的には降水で田畑や山に湛水することも少なくない（亀井、1984）。

#### 越前浜の共有地関係の歴史的経緯

1602（慶長7）年 越前から漂着して村を創建した（草分け28戸、二十八人衆）

1618（元和4）年 28戸で大山を本途割した

1705（宝永2）年 76戸ある（庄屋文書）、34石のうち田畑の記載なし

1781（天明元）年 99戸（指出帳138戸うち百姓

117、庄屋1、組頭2。名子18) 新田割/田畑17町8反

1872(明治5)年 民有地に地券交付し地租が定められる

1894(明治27)年 共有地の一部を名子屋敷(29,752m<sup>2</sup>)に分割した

1897(明治30)年 新規割(ハサバ)の場所を部落から52名に分割譲渡した

1929(昭和4)年 新規割(687m<sup>2</sup>)を分割登記した

1935(昭和10)年 共有地(保安林、14,426m<sup>2</sup>)を入札で売却した

1963(昭和38)年 私有地を農園に売却したとき、その私有地の代替地を共有地に分割登記した

1968(昭和43)年 海岸道路用に売却した共有地の代替地を保安林の名義人に登記変更した(1名)

1971(昭和46)年 549m<sup>2</sup> 共有地名義人を誤って登記したので当人に売却した

1973(昭和48)年 海岸道路用に売却した共有地の代替地を保安林の名義人に登記変更した(1名)

1977(昭和52)年 8名名義の共有地(保安林、495,867m<sup>2</sup>)を291戸に分割登記した(100%権利者は239戸で2反ずつ分配、ランクに応じて配分し一番少ない人は30%で5畝)

1980(昭和55)年 8名名義の海岸道路代替地(2,619m<sup>2</sup>)を1名に登記した

1984(昭和59)年 共有地の一部を分割することが総会において多数決で決まる

1986(昭和61)年 共有地の一部を分割調停申請注)1畝=約99.174m<sup>2</sup>、1反=10畝、1町=10反。「分割登記」という表現は資料の表記。

資料) 越前浜の内部資料より作成。

越前浜の新田開発は、近世中期の1705(宝永2)年から1781(天明元)年のあいだに集中している。越前浜の割り方は、草分けの28戸で割るのとその後、増えた家を加えて52戸で割るのと2種類ある。新田開発以前の年貢は山高・野高・塩浜高しかなく、初めは28軒前に割られていた(中村義、1968、224頁)。1897(明治30)年に角田山が分割されたとき、28軒前がやや崩れていたとはいえ28軒前であったことをうかがわせる分割がなされた(同、232頁)。このときは江戸時代の組名(ナヤモトの屋号)ごとに分割された。1907(明治40)年にも28軒前に分割されたが、そのさいは組名が実力者の名前を付した組名に変わっていた(同、236-237頁)。その後、戸数が

増加するにつれて新田、新畑と雑木林は52戸に割られた。1897(明治30)年に部落で使用してきた新田が軒前を所持している52戸に権利が譲渡されている。これは、名義人を江戸時代からの権利所有者に特定したものである。戦前ではまだ平等思想が浸透していないことが分かる。

それに対して、1977(昭和52)年に8名の名義人の土地を共有地にしたうえで、権利に応じて291戸に分割されている。この配分は戦後の平等思想の影響を受けている。このことは、1963(昭和38)年に私有地の代替地を共有地に登記したことにもうかがわれる。それ以外には、海岸道路など公共物を作るために共有地を売却した様子が知られる。

1977年に一部共有林を分割して以降、さらに残りの山林の分割要請が出てきた。しかし、反対者がいたため1986(昭和61)年に訴訟に発展した。越前浜の山林分割問題に伴う訴訟は、以下のような経緯を辿った。1955(昭和30)年に巻町と合併したときにも部落有財産として維持されており、共有地の管理は区長と協議員が担当してきた。共有地は、1970(昭和45)年に入会林野整備組合を結成し、併せて越前浜森林組合設立準備会を設立して分割が模索された。その2年後の昭和47年に分割問題が初めて提起され、そのまた2年後に越前浜入会林野整備組合設立総会が開催された。1984(昭和59)年に共有林の一部を分割し巻町の観光開発や道路などに売却し、残りを分割することが総会で多数決で決まった。1985(昭和60)年に区長が調べた結果は、権利者288戸のうち分割賛成213、一任13、回答なし40、反対22であった。そのため、入会林野整備組合を解散して裁判所に調停を申請した。

分割反対派は子孫に共有地を残すために反対した。彼らが係争中に提出した意見書には、漁港後背地として12町歩を残し、浜茶屋地6町は分割せずに部落有財産とする、ハサバ(稲架場)3町2反は農協の結論によると述べている。賛成派はこれに納得できない旨の答弁書を提出している。浜茶屋地は海浜であり、これは部落有地と考えられてきたこと、ハサバは農協のものではなく部落の共有地であることによる。しかし、浜茶屋は第三者に貸している人がいたり、永久保存できる家屋を建てて別の人に貸しているケースがあるのに、浜をどのように管理する計画なのか不明確であり、漁港後背地として12町歩もどうして残さなければならないの分からない状態にある。係争中に反対者は7名にまで減少したが、最終的に合意にいたらず分割は不成功に終わった<sup>9)</sup>。



次に、越前浜の軒前割を概観しておこう。本途割ないし大山割が28軒前ある。これは「二十八人衆」と称される古くからの家だけが権利を持っている。内訳は、角田山が6反6-7枚、畑は1反1枚と6畝2枚、平地林（畑として使用）は6反1枚、松林（畑として使用）は2反5畝1枚のセットが一軒前である。屋敷地が軒前に入っていない。「大山」（角田山）は場所ごとに「沢分かれ」「畝分かれ」や「指分け山」「顎分け山」などと分かれて割られ、それらが組み合わせられて配分された。そのほかハサバ（稲穂を乾燥するために干す場所）があり、それは新しく増えた家を加えた52戸に割られている。水田は6畝12枚、畑は5畝2枚、平地林は6反4枚がセットで一軒前である。本途割と新田割を1軒前ずつ併せ持った家が軒前と称される。二十八人衆とそうでない家、つまりアワセモチの家とそうでない家とは村のなかで区別された。このほか、舟割と呼ばれるものがある。これは、まず舟ごとに分け、さらに舟に所属するカコへ配分された。1人当たり平地林4畝5枚が配分された。これは、近世時のナヤモト支配を継承した方法である（佐藤康、2002、107頁）。ほかに、ナンゴヤシキという場所がある。共有地をナンゴに貸し与えるもので、面積は決まっていなかった。

最近では1986（昭和60）年に、越前浜と角田浜では畑が1m50cmくらい湛水した。水は組合のポンプで汲み上げて海岸道路の402号線から海側に捨てた。田の排水は畑ほど重視しないのでそのままの状態にしていた<sup>(10)</sup>。

## (2) 角田浜地区

角田浜は2008年7月現在で、戸数約200戸、人口約700人いる。浜茶屋は、全盛期の1990年代前半には50戸あったが、今は半分以下に減少した。移住者は地元住民の親戚のみに許可されてきたことから移住してきた人は少ない。

角田浜は中世には既に村の存在が確認できる。この村は海浜にあり、近世初期には山高、塩浜高、野高だけが課されていた（巻町、1994a、500頁）。1616（元和2）年の文書には長岡藩領に属していたことが知られる。その2年後に牧野忠成が長岡に入封する。その後、1702（元禄15）年に幕府領に編入されるが、幕末まで長岡領が2度、幕府領が7度、新発田領が1度、編入変えがみられる。新田開発は1647（正保4）年をはじめとし、幕末までに10回行なっている。長岡藩城主・牧野忠成は条件が悪い場所でも新田開発するように奨励し年貢増収に努めた。年貢高は1621

（元和7）年には本途が38石余であったが、1848（嘉永元）年には本途のほか新田10カ所と新畑2カ所が加わり計283石余（7.5倍ほど）にまで増加している（同、502）。こうした開墾地は他村の残地であり、潟縁・悪地・沢地、畑は荒砂地であった（同、500頁）。こうした場所は天水しだいで水損や旱損になりやすかった。

1966（昭和41）年に入会林野近代化法が公布されたのを機に、角田浜では整備組合が結成された。その後、1972（昭和47）年に「角田浜生産森林組合」を結成した。そのさい、法律のいかに関わらず組合総会の議決がなければ組合員個人の財産として分割しないことや、先祖から継承したものを子孫に共有としてそのまま残すことが確認されている（佐藤康2002、232頁）。しかしその後、共有林の分割を望む人が多数出てきたため、70町歩の共有林のうち20町歩を分割し、残りの50町歩はそのままにするという案で分割がすすめられたが、反対者がいたため裁判になった<sup>(11)</sup>。

分割案は次のように共有林を分けることが計画されていた。120%（地権者）が109名、100%（昭和30年以前から居住し、現在、宅地と家を有し居住する者、もしくは昭和30年以前から宅地と家を有し、現在、村外に居住している者）が108名、90%（昭和31～40年までに居住し、現在、宅地と家を有し居住する者）が2名、80%（昭和41～50年までに居住し、現在、宅地と家を有し居住する者）が7名、70%（昭和51年から現在まで居住し宅地と家を持つ者、または昭和30年以前から居住していたが、現在、村外に住んでいる者）が8名、50%（土着ではなく、昭和30年以前から居住し宅地と家がある者）が2名、40%（土着ではなく、昭和31年以後に居住し宅地と家がある者）が9名、20%（土着ではなく、昭和31年以後に居住し現在、借家の者）が1名、10%（上記以外の者）が1名と、区別されて配分されることが決まっていた（共有地調査委員会内部資料）。なお居住という場合、借家も含まれている。この分け方をみると、昭和30年が巻町に併合した時期とその後10年ごとに分けて配分割合を決めていることが分かる。こうした配分の仕方は軒前に応じたものではなく、むしろ戦後の平等思想を受けて導入されたと考えられる。土着の者であるが、地権者でない者にも配分されるのみならず、土着の者ではない来住者にも配分されることになっていたからである。しかし実際には裁判の結果、山林の登記は認められず組合の総会も一度も開かれないうままであり、この配分は

実施されなかった。角田浜の割地はハサバで実施されてきていたが、希望者が少なくなったため昭和50年代を最後に以後割替えられていない。

越前浜と角田浜両地区の山の裏にある福井集落では、田畑は10年、山林は20年で割替えられていた(中村義、2010、29頁)。越前浜と角田浜も福井集落と同様であったとすると、山林はしだいに割替えられなくなり「永代割」になったと思われる(同、34頁)。角田浜の史料には田畑や山林を割替えたことを示す文書はないが、地租改正を経た1877(明治10)年以降両地区とも田畑山林を割替えていない(石井、1957、99頁)。戦後、生産森林組合の組合員でもある村人が離村しつつおき、村外在住者から共有林分割の声は大きい。とはいえ、まだ全員が合意していないために分割されないままにある。

角田浜には山林と雑種地、畑が混在する場所があった。そこは主に畑でスイカやダイコンが作られていたが、山のような起伏があったため、土地を平らにして機械で耕作できるように畑地基盤整備事業を導入しようとした。1973年に、角田焼山土地改良区設立委員会が結成され、1975年に角田焼山土地改良区が設立された。角田焼山土地改良の対象は47町7反ある。部落外に居住している地権者が計15町所有していたが、彼らを含めて全員から合意を取り付けた。土地は数百ともいえる地番に分けられて所持耕作されていたため、整備後は土地の換地が前提であった。新たに土地を必要としない人は売却し、そして換地しないと土地が整理できず、耕作規模の大規模化や大型機械の導入などが不可能である。こうした数百ともいえる耕地、山林の分割は割地と軒前制を踏まえて行なわれた。つまり、軒前に応じて換地された土地が組合員に配分された。ここに、近年にいたるまで割地が実質的に残っていたことを確認できる。この土地改良区は1986年の竣工式が終わった後に解散された。

毎年、村人は角田山に薪集めやゼンマイなどの山菜採り、さらにドクダミやオーレンなどの薬草を採取しに行く。木材の需要は昭和40年代でなくなるが、山菜採りや薬草採取はいまでも続けられている(佐藤康、2002)。最近では、よその人が山菜採りに来て根こそぎ持っていくのを住民は嘆いている。また、山に登る登山道が7本あり、角田浜はそのうち2本通っている。春の山には雪割草やカタクリの花などが咲き、一般住民が毎週土日など山登りに頻繁に訪れて植物の観賞を楽しんだり、越後平野が一望できる見晴らしも楽しんでいる。このように用益・利用面に

注目すると、山はたんに山林を所有している人だけが利用しているわけではないことが分かる。

そのほかの割替えをみると、塩田用の浜が戦後すぐまで割替えられていた。戦後、塩の専売制が制定されるまで塩焚きが行なわれていたからである。そのときは118浜半に塩田用の浜が割られており、軒前を持っていないナンゴと称する家にも端のほうに分けられていた(巻町、1994a、151頁)。浜の端は面積が狭く使い勝手が悪いいためナンゴに割り当てられた。塩浜も割替えられていたことは知りえたが、これが歴史的に最初の割替えかどうかは不明である。ここでは網野義彦が指摘するように、中世においては年貢が田地にのみ賦課されており、塩浜はセットとして田の年貢に組み込まれていたことに留意するにとどめたい(網野、1980、53-55頁)。

このように山をめぐる村の経緯をみると、以下のことが知られる。ひとつは、西蒲原郡では田畑の割地は戦後の耕地整理と交換分合でほぼ解消したが、山林は割地が解消されないままにある。こうした経緯から、ここでは山割が歴史的に最初から田畑のそれとともに行なわれていること、および共有から個人持ちへとまだ完全には移行していないことが知られる。2つ目は、数名の名義人の土地を戦後、村の共有林にしているほか、一部の山林は分割登記している。このやり方は軒前制を踏襲していると同時に、併せて戦後の平等思想の影響を受けていることがうかがわれる。3つ目は、山の用益・利用をみると、地元の住民のみならず都市住民が登山を楽しんでいる。こうしたことを踏まえると、地元だけでなく広い地域の人びとがともに考えて管理する環境ガバナンスが重要になるとと思われる。

## おわりに

これまで主として近世の割地制度が研究対象とされ取り上げられてきたが、現在の状態は対象として取り上げられてこなかった。そのため、本稿は、新潟県西蒲原郡の割地の現状を対象にしてコモنزの観点から考察を加えることを課題とした。以下、明らかになったことを整理して結びとしたい。

新潟県西蒲原郡は信濃川の氾濫によって水害の常習地帯であった。そのため近世において、藩が治水対策を積極的に行なった。と同時に、農民は水利の共同組織を村を超えて流域ごとに連携しなければならなかった。こうした水利組合は、用排水の調整や堰の建設などをするために村を単位にして労働力を

提出する組織である。田畑はその土地の所有者が所有しているが、用排水は田畑の所有者だけの利害に関係しているだけではない。それは、広く周辺に住んでいる人や信濃川の下流に住んでいる人たちまで大きな範囲に影響をおよぼす。

現在、用排水は農地の所有者が組織した西蒲原土地改良区が中心となって管理されている。この管理形態は農地所有者当事者が管理しているのではなく、むしろ個人を超えた意思決定を有する機関が管理していると考えてさしつかえないだろう。西蒲原土地改良区は農地所有者の代表が総代会に出席し、そこで選ばれた人が理事をしていることから、農地所有者は間接的に土地改良区の用排水を管理していると言える。川の氾濫という自然災害を克服するうえで、村を超えて流域ごとに「流域共同管理」することがきわめて重要である（大野、2005、32頁）。こうしたことから、西蒲原土地改良区による用排水およびその管理はコモンズであると言える。

明治期に入会地が官有地と民有地とに区分されたため入会をめぐる訴訟が頻発した（戒能、1958）。戦後は、村落の住民どうしのあいだで山林の分割をめぐって訴訟が起こるようになった（中尾、1984）。入会分野近代法が1966年に施行された後でも、依然として山林の共有が多く存在している<sup>(11)</sup>。西蒲原郡では戦後、村人が生産森林組合を組織して山林を共有地として残したところが多く、財産区に設定したところは少ない<sup>(12)</sup>。現在、若者が村から離れ、農村居住者が高齢化し、植林等、山の手入れが進まないまま山林を管理する人がいなくなるケースが多くなった。しかし角田山の場合は、ボランティア団体が多少とも手入れをしているので荒れたままになっているわけではない。

山林に割地制度が適用されていることは、個人が占有している場所を自由に使えるので「古典的共同利用」（分割しない共同利用）の場合より山林は分割しやすい（中尾、1984、28-29頁）。越前浜では、戦前は軒前に応じて分割登記されたが、戦後は一部の共有地（保安林）が村人全員に分割された。この配分の仕方は、軒前も少しは考慮されて配分割合が定められているが、戦後の平等思想の影響を受けて村人全員に配分されている。また分割されたのは一部であり、共有地の分割はすすまなかった。山林の分割訴訟で法律上、構成員全員の合意が必要とされるのに全員の合意が得られないからである。住みよい環境を子孫に残すために、数名の分割反対者は共有地の分割に賛成しなかったのである。2008年に「住

みよさ」について角田浜で調査したところ<sup>(13)</sup>、村人は海や山など自然環境のよさが一番よいと答えている（約56%）。ついで、人づきあいのよさを挙げている（約25%）。

越前浜・角田浜とも、角田山の所有は生産森林組合員や村に限定されている。しかし用益面では、多くの人は登山を楽しみ、草花を觀賞して山に自由に出入りしている。しかし、組合員が山に手を入れて木を育てても経済的に割に合わないので山の管理をしていない。こうした実情をみると、山は適切に管理されれば所有者である組合員のみならず、一般住民が登山するのにも有益であると思われる。山の植生など景観がきれいになるからである。こうした状況について、これまでローカル・コモンズの分析概念で用いられてきた第三者による利用を排除できる排除性と誰かが使うとほかの人が使えなくなる控除性（競合性）の2つの軸から考えてみると（井上、2009、200頁；山田、2010、29-31頁）、住民が角田山の植物の草花を觀賞したり登山を楽しむことはほかの人と互いに競合することなく、また排除し合うわけでもないと言える。それゆえ、角田山は用益面で排除性も控除性も低いと考えられる。山や山林は、広く住民全体にもたらす「多面的機能」が今後ますます重要になっていくだろう。ただこの地域の角田山のケースは信濃川と角田山とが水利関係にないため、森林の上流と下流とを一体のシステムとしてとらえる「森林の流域管理システム」論は有効ではない（山本、2009、101-102頁）。

村人どうしが裁判で争っている状況では村内の人だけで角田山を管理することは困難が伴う。山林がコモンズとして再生するには、住民の協力を得て森林を管理する環境ガバナンスが重要である<sup>(14)</sup>（鈴木、2009、69頁；三俣、2009、268頁）。角田山の場合、一般住民が気楽に登山できる山として親しまれてきたこともあり、昭和40年代後半からボランティアが登山道の整備や小屋の建設、山頂の整備などをすすめてきた。こうした経緯を考えると、生産森林組合員や村人だけでなく登山者である住民やボランティア団体、行政を加えた人たちが緩やかなネットワークを作り<sup>(15)</sup>、角田山を一緒に管理することが重要である。どのように何を協働するのかという合意形成と管理を通して、住民と行政、住民、NPOなどが新しい関係性を築くこと、また森林は都市と農山村とを結びつける「新しいコモンズ」になることが期待されるが（山本、2009、107頁）<sup>(16)</sup>、角田山のケースはまだそうっていない。



割地が自然災害と関係なく「社会的要因」が関係しているかもしれないとするブラウンの発見については、本稿では扱うことができなかった。彼の見解を裏付ける資料が不足しているため、さらなる検討が必要とされるだろう。また割地が現在でもみられることから、割地制度が近世に特有の制度であるという従来の説明を見直す必要があると考えられる。

## 注

- (1) 入会とは、地域住民が山林などの土地や川、磯、浜などを共同で利用し管理することを指す。入会権は個人ではなく世帯がもつ権利であり譲渡できない。その詳細については中尾(1984, 60-86頁)を参照されたい。
- (2) 2010年1月24日に、京都産業大学で開催された科研の研究会で野間晴雄氏から話をうかがった。北部と中部ベトナムには割地があるが、南部にはないという。
- (3) 科研費研究会において述べられた長谷部弘氏や山内太氏らによる見解を参照した。
- (4) 2008年と2009年3月の研究会で中村義隆氏からこの点についてご教示を受けた。
- (5) 2008年11月に開いた研究会でブラウン氏から、2010年1月24日に京都産業大学で開催された科研の研究会で野間晴雄氏から、長谷部弘氏からは2010年3月の科研費研究会で、それぞれこれらについてご教示を受けた。
- (6) 長谷部弘氏によると、近世では領主支配が村の枠組みを持ち込んだのであり、村人は生活面で村落共同体を成していたわけではない(2010年3月14日の科研費研究会)。
- (7) 2008年の研究会で中村義隆氏から、これについてご教示を受けた。
- (8) 越前浜のデータは、主として1988年に巻町史の執筆のため旧巻町の海岸部の村を調査したさいに収集した資料とインタビュー記録である。
- (9) 入会地訴訟では入会権者全員の総意でなければ分割や売却などはできない判決が出ており、多数決でよいとした例はない(中尾, 1984)。
- (10) 角田浜のデータは、1988年に巻町史の執筆のため旧巻町の海岸部の村を調査したさいに収集した資料とインタビュー記録およびそれ以降断続的に調査したデータによる。
- (11) 1980年の時点で、共有林を有する集落数は55,210あり、割合は41.3%を占めている(福田, 2002, 20頁)。
- (12) 財産区については、室田・三俣(2002)、泉・斎藤・山下・浅井(2009)を参照されたい。
- (13) 2008年7月に新潟大学人文学部社会学調査実習で角田浜を調査したさいのデータによる。
- (14) 林野コモンズ論に関しては、菊間らはこれまで生産森林組合が世帯主義を採用しているために「非民主的」であると述べている(菊間ほか, 2008)。しかし、日本の村は男性中心主義とはいえない。というのは、農村生活は「家」中心であり、男性がいなければ女性が家の代表として出ていたからである。
- (15) 平成20年度に「角田山・多宝山保全活用基本計画策定委員会」が作られている。これは市が主催し新潟県がオブザーバーで参加しているほか、新潟大学、関係自治会の自治会長、ボランティア団体が参加している。ボランティア団体には「角田山友の会」や「角田山花の会」、「巻森林ボランティア」、「角田山自然まもり人」があり、これらはそれぞれ別々に活動してきた。平成20年度に、これらの団体は新潟市から補助金を受けて一緒に角田山登山道路整備事業と角田山雪割草委嘱事業を行なっている。こうした行政主導型の組織ではなく、また年数を限ったものでもない、住民・ボランティア団体と行政と関係自治会が対等な関係のネットワーク形成が望まれる。
- (16) これは自然資源の共的管理と社会関係をコモンズとしてとらえてきたものであり、井上が「協働型ガバナンス」ないし「協治」と名付けたものにあたる(井上, 2004, 139-143頁, 146頁, 2009, 4頁)。

## 参考文献

- 青野春水, 1997, 日本近世割地制史の研究, 雄山閣  
阿部洋輔・金子達, 1978, 慶長・元和期の地割史料について, 新潟県史研究 3  
網野義彦, 1980, 日本中世の民衆像——平民と職人——, 岩波書店  
石井清吉(新潟県内務部), 1957(1929), 新潟県に於ける割地制度, 新潟県  
泉留維・斎藤暖生・山下詠子・浅井美香, 2009, 第4章 「公」「共」の狭間で揺れる財産区の現況—財産区悉皆調査より見えてきたもの—, 室田武編著, グローバル時代のローカル・コモンズ, ミネルヴァ書房  
井上真, 2001, 自然資源の共同管理制度としてのコモンズ, 井上真・宮内泰介編, コモンズの社会学, 新曜社  
井上真, 2004, コモンズの思想を求めて, 岩波書店  
井上真, 2009, 第1章 自然資源「協治」の設計指針, 室田武編著, グローバル時代のローカル・コモンズ, ミネルヴァ書房  
内田和子, 1994, 近代日本の水害地域社会史, 古今書院  
大熊孝, 2007, 増補 洪水と治水の河川史, 一水害の制圧から受容へ—, 平凡社  
大野晃, 2005, 山村環境社会学序説, 農文協  
奥田 或, 1934, 長野県に於ける耕地割替制度 上・上ノ下・下ノ上・終, 信濃, 3(6・7・8・9), 信濃史学会  
奥田晴樹, 2004, 幕末期の加賀藩における割地慣行, 金沢大学教育学部紀要(人文科学・社会科学編) 54  
奥田晴樹, 2008, 土地問題研究の方法的省察—「コモンズ論」との関わりで—, 金沢大学教育学部紀要(人文科学・社会科学編) 57  
小野武夫, 1936, 日本村落史概説, 岩波書店  
温古談話会編, 1977, 越後地誌風俗全書 温古の葉 上・下 歴史図書社  
戒能通孝, 1958, 入会の研究, 一粒社  
角田焼山土地改良区, 1986, 焼山 昭和61年 角田焼山土地改良事業完工記念誌  
亀井功, 1984, 角田浜村の歴史, 巻町双書 32

- 金子達、1988、新潟県の割地制をめぐって (1) —新潟県の割地の分布一、かみくいむし、71、かみくいむしの会
- 金子達一、1989、新潟県の割地制をめぐって (3) —近世史料に見える割地制実施の原因一、かみくいむし、73、かみくいむしの会
- 菊間満・中鉢夏望・小川三四郎、2008、林野コモンズ論に関する実証的研究—今日の入会林野管理と山村社会の自治— (林野コモンズ論研究)、山形大学紀要 (農学)、15 (3)
- 後藤晃、2002、中東の農業社会と国家—イラン近現代史の中の村一、御茶の水書房
- 佐藤康行、2002、毒消し売りの社会史—女性・家・村一、日本経済評論社
- 鈴木龍也、2009、第3章 日本の入会権の構造、室田武編著、グローバル時代のローカル・コモンズ、ミネルヴァ書房
- 玉野井芳郎、1990 (1984)、コモンズとしての海、玉野井芳郎著作集 3 地域主義からの出発、学陽書房
- 寺泊町、1992、寺泊町史 通史編上
- 柄内礼次、1936 (1911)、旧加賀藩地割制度、壬生書院 (<http://kindai.ndl.go.jp/BIBidDetail.php> アクセス2009年11月)
- 中尾英俊、1984 (1969)、入会林野の法律問題 新版、勁草書房
- 中田薫、1970 (1904)、越後国割地制度、法制史論集 第二巻、岩波書店
- 中村吉治、1956、三 村落共同体、村落共同体の構造分析、村落社会研究第3集、時潮社
- 中村義隆、1968、新潟県西蒲原郡における割地制度の調査、新潟県農業教育センター・新潟県立興農館高等学校
- 中村義隆、2010、割地慣行と他所稼ぎ—越後蒲原の村落社会史一、刀水書房
- 新潟県、1981、新潟県史 資料編6 近世—
- 新潟市、2009、内野新川、新潟歴史双書4
- 西蒲原土地改良区、1981、西蒲原土地改良史 上巻、西蒲原土地改良区
- 長谷部弘、1997、第6章 日本における農村共同体の解体過程、岩本由輝・国方敬司編、家と共同体、法政大学出版局
- 長谷部弘、2007、6章3 日本の村落共同体—その歴史一、日本村落研究学会編、むらの社会を研究する、農文協
- 原田敏丸、1969、近世入会制度解体過程の研究、塙書房
- 原田敏丸、1983、近世村落の経済と社会、山川出版社
- 福田恵、2002、山間村落における入会集団の変容過程—鳥根県伯太町下十年畑の事例一、村落社会研究、9 (1)
- ブラウン、フィリップ、1997、割地制度の新しい視点へ、京都産業大学 日本文化研究所紀要 2
- ブラウン、フィリップ、2006、土地割替制と自然環境、原直史他編、日本海域歴史体系 第5巻 近世編2、清文堂
- Brown, Philip, C., 1997, State, Cultivator, Land: Determination of Land Tenures in Early Modern Japan Reconsidered, The Journal of Asian Studies, 56 (2)
- Brown, Philip, C., 2005, Corporate Land Tenure in Nineteenth-Century Japan: A GIS Assessment, The Journal of Historical Geography, 33 (1)
- Brown, Philip, C., 2006, Arable Land as Commons: Land Reallocation in Early Modern Japan, Social Science History, 30 (3)
- 古島敏雄編、1953、割地制度と農地改革、東京大学出版会
- 古島敏雄、1974 (1943)、古島敏雄著作集 第3巻 近世日本農業の構造、東京大学出版会
- 牧野信之助、1911、割地起源論、国家学会雑誌、25 (4)
- 巻町 1988、巻町史 資料編2 古代・中世・近世 (1)
- 巻町 1994a、巻町史 通史編上
- 巻町 1994b、巻町史 通史編下
- 三俣学、2009、終章「グローバル時代のコモンズ管理」の到達点と課題、室田武編著、グローバル時代のローカル・コモンズ、ミネルヴァ書房
- 宮内泰介、2001、第2章 コモンズの社会学、鳥越皓之編、講座環境社会学 第3巻、有斐閣
- 室田武・三俣学、2002、地域の森林保全における財産区制度の現代的意義—岩手県葛巻財産区と静岡県白糸際算区の事例から—、経済学論叢 53 (4)、同志社大学経済学会
- 室田武・三俣学、2004、入会林野とコモンズ—持続可能な共有の森—、日本評論社
- 室田武、2009、第2章 山野海川の共有的世界、室田武編著、グローバル時代のローカル・コモンズ、ミネルヴァ書房
- 山内太、2007、2章2 日本におけるむらの資源と生活、日本村落研究学会編、むらの資源を研究する、農文協
- 山内太、2008、近世村落と個別土地所有、村落社会研究、28
- 山田奨治、2010、<文化コモンズ>は可能か、山田奨治編コモンズと文化、東京堂出版
- 山本信次、2009、第5章 森林ボランティア活動に見る環境ガバナンス—都市と農山村を結ぶ「新しいコモンズ」としての「森林」—、室田武編著、グローバル時代のローカル・コモンズ、ミネルヴァ書房
- 渡辺尚志編、1995、近世米作単作地帯の村落社会、岩田書院
- 渡辺尚志、2007、豪農・村落共同体と地域社会、柏書房
- 渡辺洋三、1972、入会と法、東京大学出版会

参考URL

水里地ネット西蒲原、西蒲原土地改良区ホームページ、<http://www.nishikan.or.jp/>

〔付記〕

本研究は、基盤研究 (B) 平成19年度—21年度「近世村落社会における土地所有の実証研究—越後割地制度を中心に—」 (代表 京都産業大学教授 山内太) の研究成果の一部である。